（別紙）

大阪府フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則第７条の別に定める基準

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年経済産業省・環境省令第7号）第49条第１号の規定による認定又はその更新は、次に掲げる基準を全て満たしていると認めるときにするものとする。

１　第一種フロン類充塡回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であること。

２　次のⅠまたはⅡのいずれかにあてはまること。

Ⅰ　第一種フロン類充塡回収業者の登録を受けていること、かつ、次に掲げる業務のいずれかについて３年以上の実績があること。

（１）第一種フロン類回収業

（２）第一種フロン類充塡回収業

（３）フロン類の製造業

（４）フロン類の販売業

（５）冷媒としてフロン類を含む機器の整備に係る業務

　Ⅱ　既に認定を受けている者から事業承継し、当該業務を行おうとする者が申請者である場合は、第一種フロン類充塡回収業者の登録を受けていること。

３　認定を受けようとする事業所ごとに、フロン類の回収に関する相談、技術指導等を行うのに十分な知見を有する者が常駐していること。

なお、フロン類の回収に関する相談、技術指導等を行うのに十分な知見を有する者とは、次に掲げる資格等を有する者をいう。

（１）冷媒回収推進・技術センター（ＲＲＣ）が認定する冷媒回収技術者

（２）高圧ガス製造保安責任者（第１種・第２種・第３種冷凍機械責任者）

（３）冷凍空気調和機器施工技能士

（４）高圧ガス保安協会が認定する冷凍空調施設工事事業所の冷凍空調工事保安管理者

（５）フロン回収協議会等が実施する技術講習の修了者

（６）日本冷凍空調学会が認定する第１種冷凍空調技士又は第２種冷凍空調技士

（７）技術士（機械部門）

（８）自動車電気装置整備士（平成20年３月以前に当該資格を取得した者にあっては、都道府県の電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）

（９）(1)から(8)までに掲げるもののほか、これらと同等以上の知見を有する者と認められる者

４　フロン類及びその処理方法について十分な知見を有する者を管理監督者（フロン類移充塡等業務を管理監督する者をいう。）として置いていること。

５　高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第５条第１項の許可を受けていること又は同条第２項の規定による届出を行っていること。

６　フロン類の販売を行う場合にあっては、高圧ガス保安法第20条の４の規定による届出を行っていること。

７　認定を受けようとする事業所ごとに、次に掲げるフロン類回収等設備を有していること。

（１）フロン類の回収設備

（２）フロン類の回収容器

（３）フロン類の移充塡のための設備

（４）冷媒の分析機器

８　認定を受けようとする事業所ごとに、他の第一種フロン類充塡回収業者への貸出しが可能なフロン類の回収設備及びフロン類回収容器を、それぞれ次に掲げる数以上有していること。

（１）フロン類の回収設備にあっては、１台以上

（２）フロン類の回収容器にあっては、10本以上

９　認定を受けようとする事業所ごとに、フロン類回収容器の専用の保管場所を延べ10平方メートル以上確保していること。